

造林補助事業完成検査要領

制 定 昭和 55 年 2 月 14 日

最終改正 令和 7 年 5 月 20 日

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 長崎県造林事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 6 条に規定する造林事業完成検査（以下「検査」という。）は、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）、長崎県農林部関係補助金交付要綱、実施要綱、長崎県造林補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）、造林補助事業の実施に当たっての留意事項（以下「留意事項」という。）及び長崎県造林関係作業道等開設実施要領（以下「開設実施要領」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

なお、当検査要領に定めるものは県地方機関が申請者に対して行う完成を確認するためのものであり、事業主体は自ら第 4 条第 5 項による完成検査を実施するものとする。

(検査員の任命)

第 2 条 県地方機関長は、実施要綱第 5 条の補助金交付申請書又は同要綱第 6 条の事業完了予定調書を受理したときは検査に従事する職員（以下「検査員」という。）を任命するものとする。

(検査員)

第 3 条 検査は検査員が行なう。

- 2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行なわなければならない。
- 3 検査は、その信頼性等を確保するため、2 名以上の体制により実施するものとする。ただし、GNSS の位置情報等を活用して確実に現地検査を行ったことが確認できる場合は、1 名体制により実施できる。なお、現地検査については現地確認を外部委託できるものとする。
- 4 現地検査の施行地は、乱数表によるなど無作為抽出により本庁で選定する。
- 5 検査員は、別紙 1 のチェックリストにより検査結果を記録し、第 7 条の検査書類として保管するものとする。

(検査の区分及び現地検査の省略)

第 4 条 検査は、申請書ごとに原則として書類検査及び現地検査により行なうものとする。ただし、実施要領第 6 の第 1 項の(8)の規定によるドローンオルソ画像等が添付された申請の場合は、第 21 条から第 33 条までに定める内容について、ドローンオルソ画像等で確認可能な場合は、現地検査を省略することができる。

- 2 現地検査を行う場合は、総施行地数のうち無作為抽出により、その1/10以上に相当する数の施行地を除き、現地検査を省略することができる。
- 3 現地検査を省略した施行地については、検査調書に「現地省略」と記入しておくこと。
- 4 現地検査等において、疑義が認められる申請については、第2～3項を適用しないものとする。
- 5 事業主体は、原則として自ら当検査要領に準じた検査要領を定め、申請前に完成検査を実施するものとする。

(検査の認定)

第5条 検査の結果、申請書等において実施要領等の規定に適合しない施行地が含まれているときは竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に指摘するとともに、様式第3号により通知するものとする。

- 2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で、当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

(検査調書)

第6条 検査員は、検査した事項及び自らの氏名を検査調書に記入する。

(検査調書等の保存)

第7条 検査調書及びこれらに付随する書類等（電磁的記録により作成されている場合を含む。）は、市町又は森林組合ごとに一括し、申請番号の順にとじて事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5ヶ年間保存しなければならない。

なお、特定森林再生事業のうち、森林緊急造成事業、森林緊急造成事業（環境）、被害森林整備事業及び重要インフラ施設周辺森林整備事業については、事業の終了の翌年度の初日から起算して10ヶ年間保存しなければならない。

第2章 書類検査

(書類検査の趣旨)

第8条 書類検査は、主として申請書により、その記載内容が要綱等に定める採択要件に合致しているか否かを検査する。

(森林所有者及び造林地の地番)

第9条 造林地の森林所有者及び地番が適正であることを確認する。

(造林完了時点)

第10条 造林完了時点の確認は、原則として造林者からの完了届等及び委託事業にあつては委託事業完了届による造林完了年月日によるものとする。

(面積の照査及び査定)

第 11 条 面積の検査は、現地検査を省略したものを除き申請面積を現地で照査し、査定は検査面積に従って行う。

(人工造林及び樹下植栽等の確認)

第 12 条 苗木については苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。

2 補植の場合は、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

(除伐・保育間伐の確認)

第 13 条 実施要領別紙 1 の第 1 の 1 の (1) のク、第 1 の 1 の (2) の①のイ及び第 1 の 2 の (2) の①のアのうち、気象害等を受け不良木となった林分を除き、齢級要件によらず、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の場合については、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満であることを確認する。

(伐採木の搬出材積の確認)

第 14 条 間伐等における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積又はトラック積みの写真、検知野帳等により確認する。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第 15 条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において他の国庫補助事業を含めて除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと、並びに一貫作業の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

第 16 条 実施要領の第 8 の 2 の間接費を加算する施行地においては以下のことを確認する。

- (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。
- (3) 下刈りにおける熱中症対策として、間接費に標準単価の 1 % に相当する額を加算する場合は、事業実施期間の過半以上が加算対象期間に含まれていることを確認する。

(事業主体等の確認)

第 17 条 事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。ただし、事業主体が地方公共団体については、公有林のみ省略することができる。

(1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 実施要領別紙 5 に係る次の書類等

① 認定された森林経営計画等

② 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

イ 実施要領別紙 1 の第 1 の 2 の (1) のア～ク、(3) の①のア～シ、(4) 及び (5) の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

(2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く）

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

(3) 実施要綱第 5 条第 2 項により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領(以下、「代理申請」という。)が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

(4) 森林組合等の受託事業

森林組合等が森林所有者から受託して作業を実施する場合は、留意事項 5 の (7) により確認すること。

(5) (1)～(4)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名か確認する（ただし、契約日が平成 30 年 4 月 1 日以降のものに限る）。

(ドローンオルソ画像等の基準の確認)

第 18 条 実施要領第 6 の第 1 項の (8) の規定によるドローンオルソ画像等が添付された

申請の場合は、別途「長崎県ドローン測量実施マニュアル」に定める基準全てを満たしているか確認する。

(その他)

第 19 条 第 4 条の第 1 項及び第 2 項において現地検査を省略しようとする場合は、実施要領第 6 の第 1 項の(7)、(8)及び実施要領第 5 の第 2 項の(4)により添付又は保管された写真で完成を確認するものとする。

第 3 章 現地検査

(立会)

第 20 条 現地検査は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行うものとする。

(施行地の位置確認)

第21条 施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図、位置情報等で照合・確認するものとする。

(施行地の境界)

第 22 条 造林地として認める外周は、原則として地拵が完了している区域とする。

2 樹下植栽等、除伐等、間伐、更新伐のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合の補助対象面積は、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する区域の面積とする。

(除地)

第 23 条 施行地内の植栽不可能地であって、1 箇所が 0.01ha 以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1 箇所が 0.01ha 以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は 1ha 当たり 0.1ha を超えないものとする。

(測量成果の確認)

第24条 以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

- (1) コンパス等による測量の場合は、2 個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を実測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各 2 度、距離 5 /100以内とする。
- (2) G N S S 等による測量の場合は、2 箇所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差の限度は、座標値 3m以内とする。
- (3) オルソ画像等を使用する場合は、図面上で施行地の全周囲に測点を設け、その測点

の公共座標値を表示するものとする。ドローンオルソ画像等による場合は、提出されたドローンオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。

- 2 前項による確認の結果が誤差を超えるときは、検査員は申請者に再測量を命じるとともに、当該申請単位内の総施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地（第1項で照合した施行地を除く。）について、第1項に準じて測量成果を確認するものとする。

（植栽本数の検査）

第25条 植栽本数の検査は、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）によって行い、検査の箇所数は第33条に準ずるものとする。

- (1) 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。
- (2) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100㎡を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する（以下「標準地検査法」という。）方法。
- (3) 補植の場合は補植率（補植本数/補植後の植栽本数）を前号(1)又は(2)により確認すること。

（枯損率）

第26条 枯損率は、前条に規定する方法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を確認して、枯損苗本数/植栽本数により算出する。

（本数の査定）

第27条 枯損率が20%未満であるときは、植栽本数をもって査定本数とする。

（樹種区分）

第28条 1 施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、実測又は本数比により面積を按分して区分する。

（地拵えの状況）

第29条 地拵えの状況については、伐採及び刈払い並びに倒木、刈払物の整理がその後の保育作業の実行に支障がなく、成林可能な程度に実施されているかどうかを踏査確認する。

（林齢の確認）

第30条 施行地の植栽時の検査調書、森林簿、伐根の年輪等により林齢を確認する。

（倒木起こしの本数の検査）

第31条 倒木起こしの本数の検査については、標準地検査法により検査し、倒木起こ

し本数率（倒木起こし本数／現在生立本数）を把握する。

（下刈の検査）

第 32 条 下刈の検査は、雑草木の刈払いが植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているか否かを検査する。

（森林整備の本数の検査）

第 33 条 森林整備の本数については、不用木の除去及び不良木の淘汰の本数につき、標準地検査法により検査し、伐採率等を確認するものとし、検査の箇所数は下記によるものとする。

面積が 1 ha 未満の場合 1 箇所

面積が 1 ha から 5 ha 未満の場合 2 箇所

面積が 5 ha 以上については、3 箇所以上とし、2 ha 毎に 1 箇所追加する。

ただし、事業主体が前述の規定と同等以上の検査を実施し、施行地施業図に標準地検査を行った位置を印した図面及び伐採率等が確認できる検査野帳を提出したときは、検査箇所数を 1 箇所とすることができる。なお、検査員が同一林況と認めた場合は、施業面積の規模にかかわらず、検査箇所数を 1 箇所とすることができる。

（枝打ちの本数の検査）

第 34 条 枝打ちの本数については、林木の枝葉の（林木の枝葉の一部の）除去の本数につき標準地検査法により検査する。

（天然更新の検査）

第 35 条 樹下植栽、更新伐等において天然力の活用による更新を見込む場合は、施業実施年度の翌年度の初日から起算して 2 年目に、更新木（将来その林分において高木となりうる樹種）の稚幼樹のうち樹高 0.3m 以上のものが、1 ha あたり（樹冠投影面積を除く）概ね 2,000 本以上、かつ均等（当該林分の区域内において、前述の基準を満たしている割合が 70% 以上）に成立した状態であるかを検査する。

2 不用萌芽の除去については、しいたけ原木切株から群生した萌芽を一株につき 3 ～ 5 本を目安に残し、しいたけ原木の成長を阻害しない状況となっているかを標準地において確認する。

（衛生伐の検査）

第 36 条 衛生伐の検査については、「長崎県森林病虫害等防除事業検査要領」に準じることとする。また、申請に基づく処理方法で適切に処理されているか検査する。

（森林作業道の検査）

第 37 条 森林作業道の検査は、長崎県森林作業道作設指針第 2 の 1 から 4 及び第 3 の 1 から 6 に規定する各項目と照査し、検査するものとする。検査は、次の項目につき 1 路線につき最低 3 ヲ所（起点、中間点、終点等）以上を検査する。

なお、検査基準については、別表 1 のとおりとする。

- (1) 延長
- (2) 幅員
- (3) 縦断
- (4) 地山勾配

地山勾配については補助申請書類と照合してチェックする。

- (5) 工作物

工作物は規格、寸法、数量、仕上がり状況などの確認を行う。又排水施設等直視できないものについては写真により確認する。

- (6) 捨土の処理状況

捨土の箇所、処理状況について、必要に応じて適切な状態であるかどうかをチェックする。

- 2 当該森林作業道整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(施業図の照査)

第 38 条 施業図については、当該施行地及びその周辺林地の林況の概要等の記載の可否を照査する。あわせて、空中写真等を活用することにより、除地として取り扱うべき箇所の有無を確認するものとする。

(写真)

第 39 条 検査の際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。

(検査調書等の様式)

第 40 条 検査調書等の様式は次のとおりとする。

森林整備事業竣工検査調書	様式第 1 号
造林事業完成検査完了報告書	様式第 2 号

(造林事業完成検査完了報告書の提出)

第 41 条 提出期限は、実施要領第 6 の 3 のとおりとする。

(標準単価の適用区分)

第 42 条 標準単価の適用区分は、別に定める長崎県造林事業単価表のとおりとする。

(付帯施設等整備の検査)

第 43 条 付帯施設等整備に係る検査は、本県の標準設計仕様以上であることを確認するものとする。

- 2 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定され

ていることを確認する。

附則

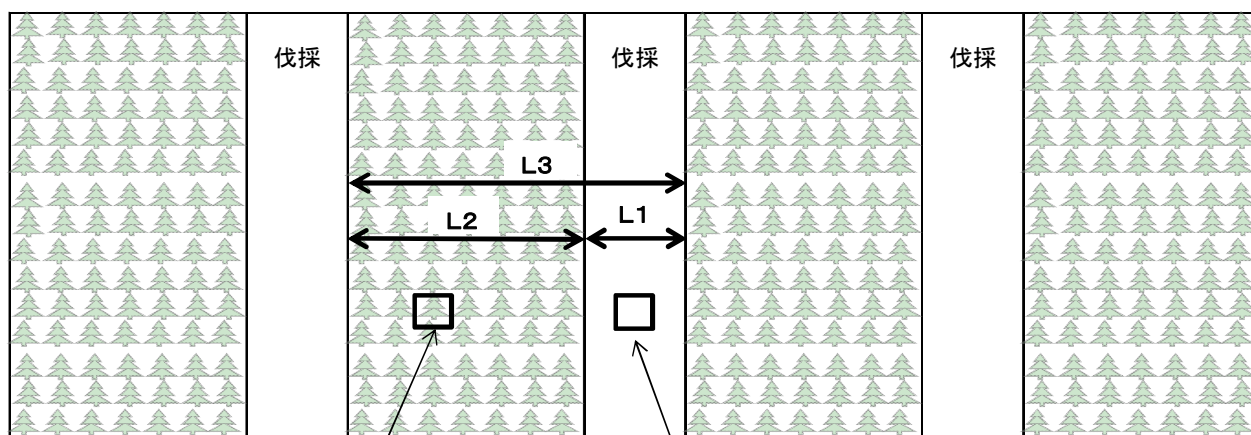
この要領は、令和 7 年度 2 期事業から適用する。

別表 1

作業道等の検査基準

区 分	摘 要
測点間延長	(10m未満) － 10 c m (10m以上) － 1 %
幅 員	－ 20 c m
縦 断 勾 配	± 2 度

(参考)更新伐(帯状)の検査例



A1, 立木本数(標準地検査法)

A2, 伐採本数(標準地検査法)

1区間の延長L1, L2, L3を確認する。

$$\text{伐採率} = L1 \div L3$$

立木本数(A1)及び伐採本数(A2)を確認する。

$$A1 = A2$$

別紙 2 の 1 （衛生伐以外の場合）

〇〇市 造林補助事業 完成検査要領

〇〇年〇〇月〇〇日

（趣旨）

第 1 条 長崎県造林補助事業の森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業（保全松林緊急保護整備事業（衛生伐）を除く）で実施する委託に伴う完成検査については、この要領の定めるところによる。

（検査員）

第 2 条 検査員は、職員で所属長が命じた者とする。

- 1 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。
- 2 検査員は検査確認の結果を完成検査調書により復命する。

（書類検査）

第 3 条 当該事業委託にかかる関係書類により、県で定める造林補助事業完成検査要領（以下、「県検査要領」という）の第 2 章 書類検査の該当する項目を検査する。

- ・ 着手届
- ・ 完成届
- ・ 施工写真
施工前、各種作業の状況、段階確認状況、最終処理状況、完成状況
- ・ 現場指示書
- ・ 間伐及び更新伐で搬出材がある場合は、搬出材積が確認できる野帳や伝票
- ・ 現場作業者の社会保険料等が確認できる書類
- ・ 作業日報
- ・ 施行位置図(5万分の1)

（現地検査）

第 4 条 検査の方法

県検査要領の第 3 章 現地検査の該当する項目を検査する。

- (1) 全ての区域で行う。
- (2) 保育間伐、間伐及び更新伐の伐採率検査は、標準地を設けて検査する。検査箇所数は、県検査要領第33条に定める検査箇所数以上とし、検査箇所は無作為抽出により偏らないようにする。

（検査立会）

第 5 条 検査の立会

書類検査及び現地検査は、業務監督員及び受託人若しくはそれらの代理人を立会させて行うものとする。

（検査写真）

第 6 条 検査の写真

検査の際、原則として写真を撮影し、完成検査調書に添付するものとする。
なお、これらの写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。

別紙 2 の 2 (衛生伐の場合)

〇〇市 保全松林緊急保護整備事業 (衛生伐) 完成検査要領

〇〇年〇〇月〇〇日

(趣旨)

第 1 条 長崎県造林補助事業の保全松林緊急保護整備事業 (衛生伐) で実施するの委託に伴う完成検査については、この要領の定めるところによる。

(検査員)

第 2 条 検査員は、職員で所属長が命じた者とする。

- 2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。
- 3 検査員は検査確認の結果を完成検査調書により復命する。

(書類検査)

第 3 条 当該事業委託にかかる関係書類

- ・着手届
- ・完成届
- ・施工写真
施工前、各種作業の状況、段階確認状況、薬剤及び資材の納品状況、根株写真、最終処理状況、完成状況
- ・現場指示書
- ・調査野帳 (総括表、野帳)
- ・薬剤等の伝票
- ・作業日報
- ・施行位置図 (5 万分の 1)

2 防除対象区域の確認

- (1) 前項関係書類と〇〇市松くい虫被害対策計画書を照合し、防除対象区域を確認する。
- (2) 前項に規定された位置図の記入方法は、原則単木とするが、明示が不可能な場合は、可能となる範囲で集团的に図示できるものとする。

(現地検査)

第 4 条 検査の方法

- (1) 全ての区域で行い、本数は区域毎に無作為抽出により被害木本数の 50 % 以上の根株直径の検査を行い、検査箇所が偏らないようにする。
- (2) 伐倒した根株周辺に、未処理材がないか検査する。
- (3) 伐倒した幹及び枝条は、設計による処理方法で適切に処理されているか検査する。

(検査立会)

第 5 条 検査の立会

書類検査及び現地検査は、業務監督員及び受託人若しくはそれらの代理人を立会させて行うものとする。

(検査写真)

第 6 条 検査の写真

検査の際、原則として写真を撮影し、完成検査調書に添付するものとする。
なお、これらの写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。

(数量検査の方法)

第 7 条 材積検査の方法

幹、枝条及び根株の総材積は、長崎県森林病虫害等防除事業検査要領に規定される付表 1 の長崎県松樹材積表により算定する。

別紙 1

県完成検査チェックリスト

申請期 年度 期

検査者氏名： _____

申請者

番号	項目	内 容	チェック	備考
1	書類検査	【検査要領第4条第5項】 事業主体は、申請前に完成検査を実施しているか		
2		【検査要領第8条】 申請箇所は、森林経営計画等又は協定等により採択要件を満たしているか		
3		【検査要領第9条】 造林地の森林所有者及び地番が適正であるか		
4		【検査要領第10条】 造林完了時点の確認がされているか		
5		【検査要領第11条】 面積は申請数量と相違ないか		
6		【検査要領第12条】 苗木等の使用資材の数量に不足はないか		
7		【検査要領第13条】 保育間伐等は、齢級要件によらない場合は平均胸高直径は18cm未満となっているか		
8		【検査要領第14条】 伐採木の搬出材積は、伝票等で確認し、申請数量と相違ないか		
9		【検査要領第15条】 除伐、保育間伐、間伐、更新伐は、過去5年以内に他の国庫補助事業を含めて作業が実施されていないか		
10		【検査要領第16条】 現場監督費と社会保険料等は申請書と相違ないか		
11		【検査要領第17条】 事業の実施に同意しているか森林所有者等に対して確認したか		
12		【検査要領第17条】 (1) 事業主体の要件を満たしているか		
13		【検査要領第17条】 (2) 分収契約に基づく造林は、契約書を確認したか		
14		【検査要領第17条】 (3) 森林組合等の受委託事業は、要件を満たしているか		
15		【検査要領第17条】 (5) 契約書、協定書、同意書等について、森林所有者等の自筆署名か確認したか		
16		【検査要領第18】 ドローンオルソ画像等は基準を満たしているか		
17		【検査要領第19】 現地検査を省略した施行地については、完成を写真で確認したか		
18		【実施要領別紙1の第1の4の(1)、留意事項5の(1)のイの(ア)】 4回目以降の下刈りについて、その必要性を証するに足る写真その他資料を確認したか		
19		【実施要領第8の6の②③】 森林作業道整備において、一般管理費相当経費を嵩上げる場合には、初回間伐等に付帯するものであることを確認したか		
20		市町の場合は、設計書類及び契約書類に不備はないか		
21	現地検査	やむを得ない場合を除き、申請者の検査箇所と重複していないか		
22		【検査要領第3条】 現地検査の施行地は無作為により県で抽出し、選定しているか		
23		【検査要領第20条】 申請者等の立会はなされているか		
24		【検査要領第21条】 施行地の位置に申請書類と相違はないか		
25		【検査要領第22条】 施行地の境界に相違はないか		
26		【検査要領第23条】 0.01ha以上の除地は、申請面積から除外されているか		
27		【検査要領第24条】 測量の精度は許容範囲内か		
28		【検査要領第25条】 植栽本数は申請と相違はないか		
29		【検査要領第26条】 植栽木の枯損率は20%未満か		
30		【検査要領第27条】 植栽木の枯損率は20%以上の場合は、申請本数を減じて査定したか		
31		【検査要領第28条】 樹種区分は適切か		
32		【検査要領第29条】 地植えは適切に実施されているか		
33		【検査要領第30条】 申請の林齢は適切か		
34		【検査要領第31条】 倒木起こしの本数は、標準地調査法で確認したか		
35		【検査要領第32条】 下刈りは適切に実施されているか		
36		【検査要領第33条】 保育間伐、間伐、更新伐の伐採本数率は適切か、検査箇所数は適切か		
37		【検査要領第34条】 枝うちの本数は、標準地調査法で確認したか		
38		【検査要領第35条】 樹下植栽、更新伐等において天然力の活用による更新を見込む場合は、実施年度の翌年度の初日から起算して2年目に更新木を確認しているか。事業を実施した場合の検査では、備考欄に更新確認時期を記載。		2年目の更新木確認時期 年 月 予定
39		【検査要領第36条】 衛生伐は、長崎県森林病害虫等防除事業検査要領に準じて検査し、申請に基づく処理方法で適切に処理されているか。また、未処理材は現地に残っていないか。		
40		【検査要領第37条】 延長、幅員、縦断、地山勾配は申請書類と相違ないか		
41		【検査要領第38条】 申請された施業図と現地は相違ないか		
42		【検査要領第39条】 現地写真は、必要に応じて撮影し、検査書類として整理しているか		

別紙2の1の2

造林補助事業 完成検査チェックリスト（衛生伐以外の場合）申請者用

番号	項目	内容	チェック	備考
1	実施区域	森林経営計画等に基づき、計画区域内で実施されているか		
2	設計	適切に設計されているか		
3		設計数量は適切か		
4		設計に対し現場作業に相異はないか		
5	契約	契約方法は適切か		
6	着工前	着工前に現地確認を実施しているか		
7	施工・段階確認	適切に実施されているか		
8	書類検査	受託者（請負者）からの提出書類に不備はないか		
9		間伐及び更新伐で搬出材がある場合は、確認できる野帳や伝票の材積数量は設計数量と相違はないか		
10	現地検査	全ての区域で実施したか		
11		検査箇所は、検査要領に規定する箇所以上を検査したか		
12		検査箇所は、偏っていないか		
13		未作業区域はないか		
14		除地は設計面積に入っていないか		
15	検査写真	写真を撮影し、検査調書に添付しているか		

別紙2の2の2

造林補助事業 完成検査チェックリスト（衛生伐の場合）申請者用

番号	項目	内容	チェック	備考
1	実施区域	衛生伐の対象となる松林の区域で実施されているか 高度公益機能森林、地区被害拡大防止森林		
2	設計	適切に設計されているか		
3		設計数量は適切か		
4		設計に対し現場処理に相異はないか		
5	契約	契約方法は適切か		
6	着工前	着工前に現地確認を実施しているか		
7	施工・段階確認	適切に実施されているか		
8	書類検査	受託者（請負者）からの提出書類に不備はないか		
9		使用薬剤は、設計同等品以上が使用され、適切な使用数量となっているか		
10	現地検査	全ての区域で実施したか		
11		検査要領に規定する数量以上の本数を検査したか		
12		検査箇所は、偏っていないか		
13		伐倒した根株周辺に、未処理材はないか		
14		伐倒した幹・枝条は設計による処理方法で適切に処理されているか		
15	検査写真	写真を撮影し、検査調書に添付しているか		

様式第1号

事 務 所	市 町 村	申請者	補 助 事 業 区 分

年度（期）
森林整備事業竣工検査調書

検査者氏名	
検査年月日	
立会者氏名	

[illegible]

長崎県農林部長 様

地方機関長名

造林事業完成検査完了報告書

年度（ 期）造林事業の完成検査を完了したので、下記関係書類を添えて報告します。

記

- 1 完成検査調書
- 2 県完成検査チェックリスト
- 3 造林事業補助金交付申請書
- 4 その他知事が必要と認めるもの

（注）様式中不要な文字は抹消する。

様式第3号

検査結果（不合格又は一部不合格）通知書

年 月 日

（申請者） 様

地方機関長名

下記の施行地については、検査の結果、不合格（一部不合格）と認めましたので通知します。
なお、再検査が可能と認められる事項について、再検査を希望する場合は、手直しのうえ、検査員が定める期日までに連絡してください。

記

補助金交付申請書			年 月 日付 第 号		
事業年度		(期)		事業名	
整理番号		検査年月日			
種 目				区 分	
施 業 種				種 別	
事業主体				(特殊地帯)	
事 業 量	実面積		ha	延 長	m
検査結果					
検査項目	不合格又は一部不合格に該当する事項			再検査の可否	
手直し及び連絡の期限				連絡先	

- 注) 1 この通知書は、2部作成のうえ、1部は申請者へ送付し、1部は控えとする。
- 2 再検査の可否欄には、手直しが可能な事項については「可」、不可能な事項については「不可」と記入する。
- 3 不合格又は一部不合格に該当する検査項目が複数ある場合、手直しが不可能な事項が1以上あるときは、再検査できないものとする。この場合、本文の「なお書き」は抹消し、連絡の期限、連絡先の欄は記入しない。